

第1章 PRTR制度の概要

1. 1 PRTR制度とは

PRTRとは、Pollutant Release and Transfer Register(環境汚染物質排出・移動登録)の略で環境影響物質のあらゆる媒体(大気、水域、土壤)を経由して排出される量、及び廃棄物として廃棄物処理業者に移動される量を調査して、届出する制度です。

1. 2 PRTR制定の経過とスケジュール

大きな流れ

- ◎1996年にOECDは、PRTR実施の具体的なガイドラインを作成し、加盟国各国に実施を勧告した。
- ◎それを受け日本では1997年9月からPRTRのパイロット事業を開始し、1999年7月にはPRTR法に基づく特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律が成立しました。
- ◎2001年4月から実施され、2002年4月に対象事業者は各都道府県に届出することが義務づけられ、各業界でマニュアル作成を行いました。

PRTR法が施行されると、行政庁は事業者の報告や推計に基づき、対象化学物質の大気、水、土壤への排出量や、廃棄物に含まれて移動する量を把握し、集計し、公表することになります。

PRTRは1992年の地球サミットで採択された、持続可能な発展を実現するための具体的な行動計画「アジェンダ21」でも取り上げられています。この流れを図1に示しました。

地球サミット後はOECDによって検討が進められ、1996年に加盟国に対し、制度化が勧告されました。すでにアメリカ、カナダ、イギリス、オランダ、オーストラリアなどでは、それぞれの国の実情に応じたPRTRが法制化されています。各国の法制化の概略を表1に示しました。

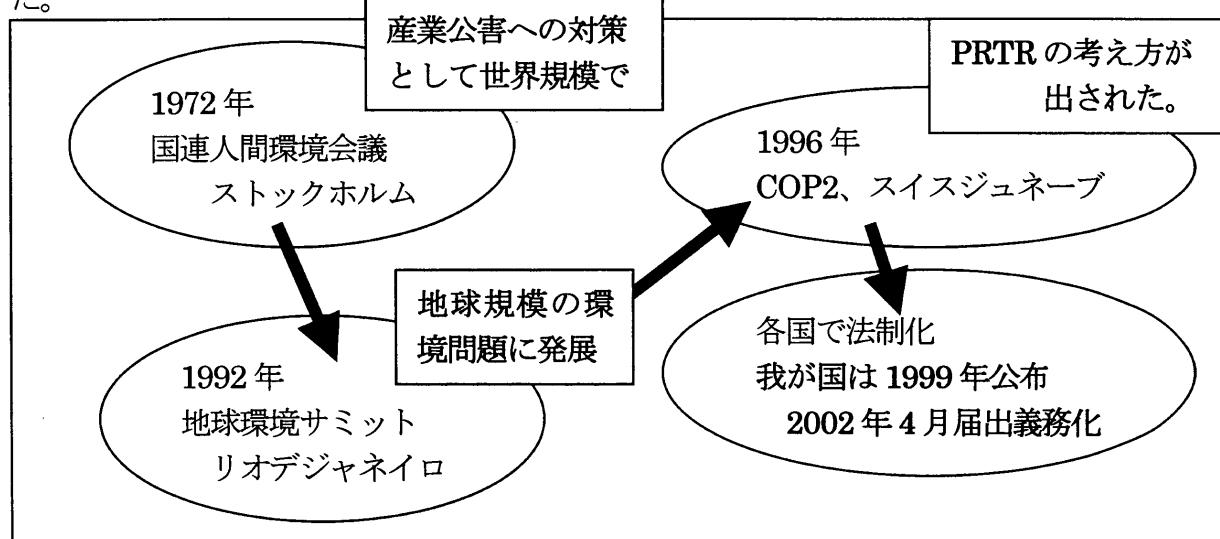


図1 PRTR制定までの経過

表1 各国のPRTR制度の概要

国	制 度	実施根拠	対象物質	対象施設	公 表
米国	TRI (有害化学物質放出目録) NPRI	緊急対処計画および地域の知る権利法 産業界と政府の	約650	製造業 (従業員数、化学物質の年間取扱量ですそ切り) 製造業	原則公表
カナダ	(全国汚染物質要覧)	合意により実施 (カナダ環境保全法)	約180	(従業員数、化学物質の年間取扱量ですそ切り)	
英国	CRI (化学物質放出要覧)	環境保全法	約500	製造業等 (業種を列挙)	集団データは公表 個別データは請求に応じ提供
オランダ	IEI (個別排出調査システム)	個別調査法で情報収集(近将来におけるPRTR制度を制定)	約900	製造業 (化成品対象事業所) 移動排土源(自動車など) は行政で排出量を推定	60物質の集計データを公表 環境基準に基づき提供

1. 3 PRTRの目的

PRTR制度の目的は、有害性が判明している化学物質について、人体への悪影響との因果関係の判明の程度に係わらず、事業者による自主的な管理活動の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することにあります。

さらには、鍛造事業者による化学物質の自主的な管理活動を改善・強化して環境の保全を図ることも重要な目的です。

1. 4 PRTR 対象物質

政令ではPRTRの対象物質を第1種指定化学物質（以下対象物質という）といい354種類を定めています。このうち発がん性が認められる物質を特定第一種指定化学物質（以下発がん物質という）といい、より厳しい基準を定めています。

また、これまで、使用している原材料等に含まれている化学物質がよくわからないということも少なくありませんでしたが、平成13年（2001）1月から、対象物質等を含む製品に対して、化学物質安全性データシート（MSDS:Material Safety Data Sheet）の交付が義務づけられ、化学物質に関する情報が得やすくなりました。

※第1種指定化学物質（以下対象物質という）354種類及びこのうち発がん性が認められる特定第一種指定化学物質（以下発がん物質という）については、本書末尾（付表1）に掲載していますので、ご参照下さい。

1. 5 PRTR 対象事業者

PRTR の対象事業者は、対象物質を製造、使用その他業として取り扱う等により、事業活動に伴い当該物質を環境に排出すると見込まれる、1)～3)の全てに該当する事業者です。

1) すべての製造業、その他（金属鉱業等）、鍛造業者は全て該当します。（但し、次に示す2)の常用雇用者数20人以下の事業者は、届出の必要はありません。）

2) 常用雇用者数21人以上の事業者

常用雇用者数とは、「正社員」、「正職員」等と呼ばれている人、及び「嘱託」「パート」、「アルバイト」等と呼ばれている人で、1ヶ月を越える期間雇用されている人をいます。

施行1年目は、平成13年4月1日現在の常用雇用者数により判断します。

3) 対象物質の年間取扱量が1トン以上（発がん物質は0.5トン以上）、但し当初2年間は5トン以上（発がん物質は経過措置なし）である事業所を有する事業者

PRTR 対象事業者であるかどうかの判定手順を図2に示します。

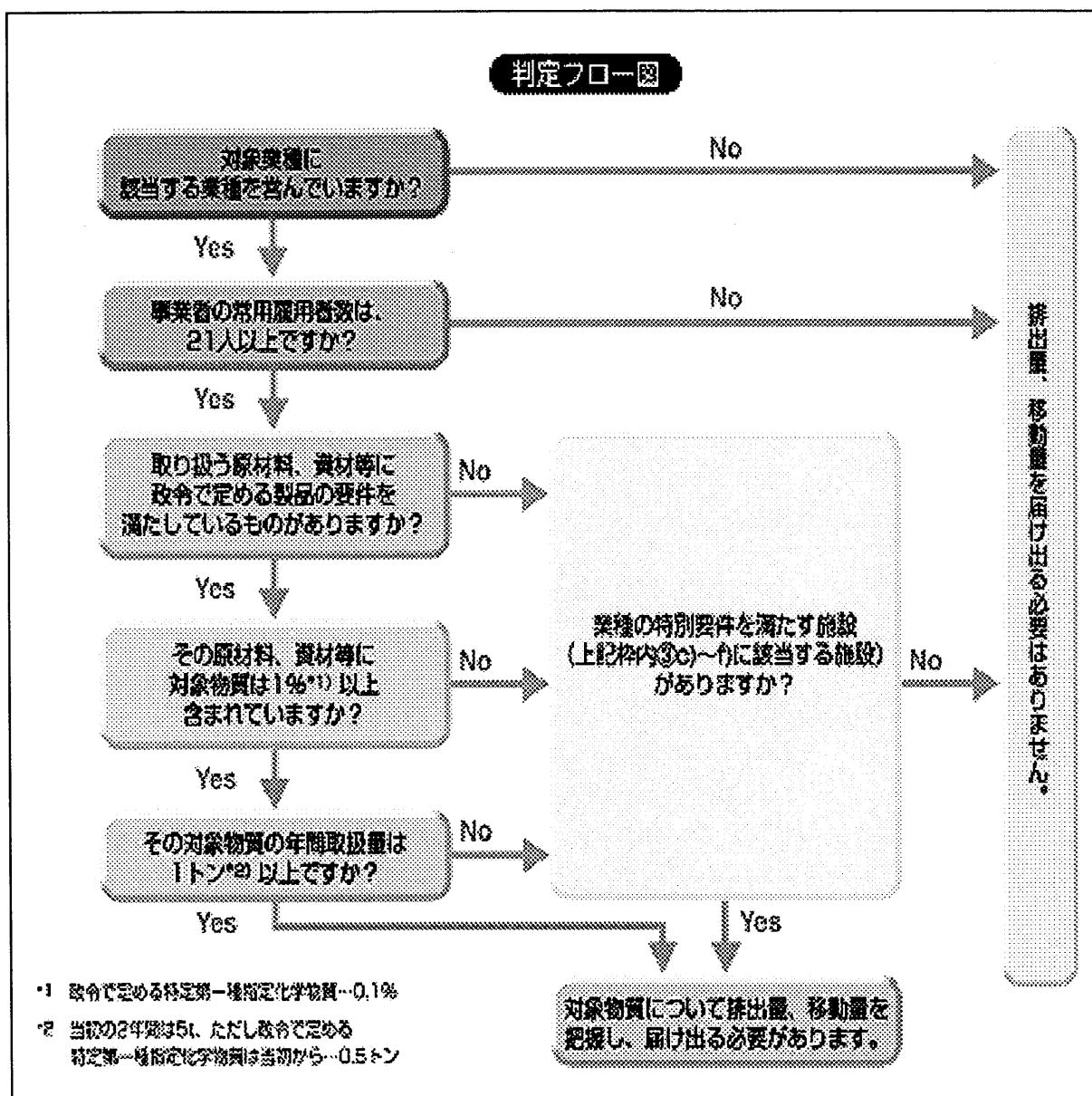


図2 PRTR 対象事業者の判定基準

1. 6 PRTR 対象物質の排出・移動の区分

PRTR 対象物質の排出・移動の区分を図 3 に示します。大気・水域・土壤への排出及び自社埋め立て処分のものは排出量として、下水道への廃水及び廃棄物として外に出たものは移動量として把握し届出なければなりません。

製品及びリサイクル物に含まれての搬出量は届出項目ではありませんが、排出量・移動量の計算方法によっては、その把握が必要になります。

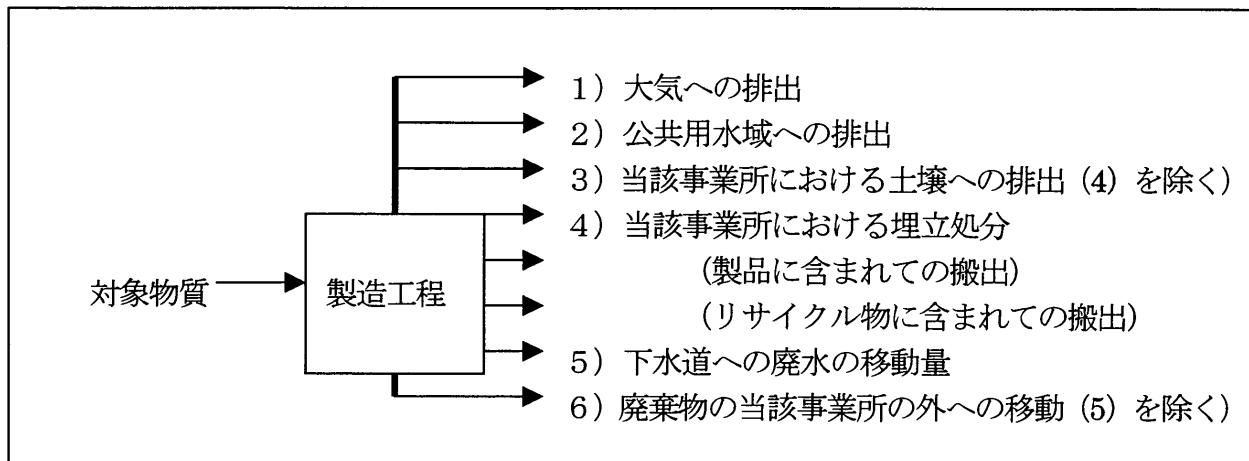


図 3 対象物質の排出・移動の区分

1. 7 PRTR 対象物質の排出量・移動量の算出

排出量・移動量の算出は次のいずれかの方法によります。但し、金属化合物は当該金属元素量に換算した量とします。

- 1) 物質収支を用いる方法
- 2) 排出係数を用いる方法
- 3) 実測値を用いる方法
- 4) 物性値を用いる方法
- 5) その他の確に算出できると認められる方法

1. 8 PRTR 対象物質排出量・移動量の届出

PRTR 対象事業者は、法律上の義務として対象物質の環境への排出量及び廃棄物等に含まれての移動量を把握し、都道府県経由で事業所管大臣に届出なければなりません。第 1 回目は、平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの排出量等を把握し、平成 14 年 6 月 30 日までに後述する図 9 (11 頁参照) 及び表 2、3 (12、13 頁参照) に示す様式等の届出書を提出します。